

## 第1回 市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準検討委員会 議事要旨

日時：令和2年2月29日

場所：福岡市役所10階 1002会議室

### 事務局説明等

- ・会議開催の事前告知や会議の公開及び議事録要旨の公表を行うこと等を説明。
- ・本日は傍聴者がいないことをお知らせ。

### 事務局より「市民利用施設の使用料・減免の現状と課題」について説明

- 減免に関するカテゴリーは複雑で必ずしも統一が取れていないので、簡素化という方向で見直しを図ってはどうか。高校生と小中学生の区別は必要ないのでは。
- どのような分野の施設がいくつくらいあるか等の全体像の資料があった方がいい。また、利用者のうち、どれくらい子どもや高齢者が利用しているのか、状況が分かると参考になる。
- 大学生等、新しい区分の減免についてあってもよい。
- リピーターで頻繁に使う方に対して、回数券のような措置が必要かもしれない。
- 市外の方が多く利用している状況もあり得るのではないか。

### 事務局より「統一的な基準の基本的な考え方」について説明

- 災害や人口構造の変化がある中、BCP（事業継続計画）やBCM（事業継続マネジメント）等、事業の継続性の観点から、公的な施設のコストを考える必要がある。
- 使用料算定にあたっては、ランニングコストベースとすることには妥当性があると思う。
- ランニングコストにどこまで何を含めるのかは、考え方による。実際どのくらいの金額になってくるのかというところも見ながら、考える必要がある。
- 今後の少子高齢化等の見通しをある程度踏まえた上で、イニシャルコストとランニングコストを含めて長期的に検討するということも必要。

- 基本無料施設を今回は外すという趣旨は分かったが、区別について市民に分かりやすいよう示してもらいたい。また、無料施設の使用料の考え方についても、基本的な思想を共有し、適宜見直していく必要がある。
- ボランティア活動での施設利用を減免対象とするかどうか、検討の要素に入れてもらいたい。
- 駐車場が有料化されている場合とされていない場合がある。
- 老人福祉法では、一応 65 歳が高齢者だが、実態はもう 65 歳というのは若い。減免に関して、既存の法律の体系の中での根拠を示すのも良いのかもしれないが、法的なことだけを根拠にしているのかどうかというのは課題。
- 市として目指す都市像、どういう街にしていきたいのかという視点を取り入れる余地を残すかどうか検討が必要。

次回の日程等について案内

終了